

春日井市就学援助費の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童、生徒又は就学予定者（以下「児童生徒等」という。）の保護者等に対し、義務教育の円滑な実施に資するため、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者等 法第16条に規定する保護者又は児童生徒等と同居しその生計を維持する者をいう。
- (2) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- (3) 準要保護者 第3条第2項に規定する基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると春日井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者をいう。

(対象者)

第3条 援助費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保護者等のうち、次のいずれかに該当するものとして、教育委員会が認定した者
 - ア 春日井市に住所を有し、春日井市立の小学校又は中学校に就学し、又は就学を予定する児童生徒等の保護者等
 - イ 春日井市に住所を有し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第9条の承諾を得て春日井市以外の地方公共団体（以下「他の地方公共団体」という。）が設置する小学校又は中学校に児童生徒を就学させている保護者等
 - ウ 他の地方公共団体に住所を有し、教育委員会から令第9条の承諾を得て児童生徒が春日井市立の小学校又は中学校に就学する保護者等

(2) 要保護者又は準要保護者に該当する保護者等

2 準要保護者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) その者の属する世帯における申請年度の前年の所得額（総所得金額から社会保険料、生命保険料及び地震保険料を控除した金額をいう。）が、生活保

護法第8条の規定に準拠して次項により算定した金額を超えない者。ただし、主たる生計維持者の生活状況の急変等（病気、失業、失踪等）により、就学に要する費用の負担が著しく困難になっていると教育委員会が認める者にあつては、直近の収入を基にして算出した所得額により判断するものとする。

(2) その他のやむを得ない事情により、就学が困難になっている者

3 前項第1号において生活保護法第8条の規定に準拠して算定する金額は、次に掲げる額を合計した額に、100分の140を乗じて得たものとする。

(1) 生活扶助（第1類、第2類、冬季加算及び期末一時扶助）

(2) 教育扶助（基準額及び学校給食費）

(3) 住宅扶助

4 第2項第1号において世帯とは、住民票上の同一世帯（世帯主と世帯員の続柄が縁故者及び使用人の場合を除く）とする。ただし、世帯の主たる生計の維持者が児童生徒等と同居していない場合等住民票により難いときは、生計の実態を鑑み教育委員会が判断するものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、他の地方公共団体から援助費の支給を受けている費目がある場合は、当該費目を支給しないものとする。

（援助費）

第4条 援助費の費目、対象経費、支給対象者、児童生徒の対象学年及び支給時期は、別表のとおりとし、予算の範囲内で支給するものとする。

2 援助費の支給額は、教育委員会が別に定める。

（申請）

第5条 援助費（別表第2項に規定する新入学準備費（以下「新入学準備費」という。）を除く。）の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、毎年度、就学援助費受給申請書（兼世帯票）（第1号様式）に必要な書類を添付し、児童生徒の就学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して教育委員会に申請するものとする。

2 援助費（新入学準備費に限る。）の支給を受けようとする保護者等は、就学援助費（新入学準備費）受給申請書（兼世帯票）（第1号様式の2）に必要な書類を添付し、教育委員会へ申請するものとする。

（認定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請（以下「申請」という。）があつた場合は、認定の可否を決定し、同条第1項の申請にあつては就学援助費支給認定通知書（第2号様式）又は就学援助費支給不認定通知書（第3号様式）により申請者及び学校長に、同条第2項の申請にあつては、就学援助費（新入学準備費）支給決定通知書（第2号様式の2）又は就学援助費（新入学準備費）不支給決定通知書（第3号様式の2）により申請者に通知する。

2 教育委員会は、認定に当たって必要と認められるときは、学校長、民生委

員又は福祉事務所長等に意見を求めることができる。

(認定の特例)

第7条 前2条の規定にかかわらず、教育委員会は、援助を必要とすると認める場合には、申請がなくとも援助費の支給対象者として認定することができる。

(支給)

第8条 援助費（新入学準備費を除く。）の支給は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める日から、金銭又は現物により行うものとし、新入学準備費の支給は、次年度に新たに小中学校へ入学するために必要と認められる費用に対して、入学前に金銭によって支給する。ただし、生活保護法に基づく生活保護の認定があったときは、当該認定の日をもって要保護者として取り扱うものとする。

- (1) 毎年度教育委員会が定める日までに申請があった場合 当該認定年度の第1学期の初日（第1学期の初日から後に申請事由が発生しているときにはその日
- (2) 前号以外の場合 当該申請日の属する月の1日（申請事由の発生日が当該月の1日以降のときにはその日。）ただし、教育委員会が遡及して支給する必要があると認めた場合は、当該年度に限り、申請事由発生以後の日において、教育委員会が決定した日

2 援助費を金銭により支給する場合は、援助費の支給の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が指定する金融機関口座へ口座振込により支給するものとする。ただし、受給者が学校長に金銭の授受を委任するときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、オンライン学習通信費、学校給食費及び医療費は、各債権者の指定した金融機関口座に直接支払うことができるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、受給者が援助費の費目に該当する学校徴収金を滞納しているときは、学校徴収金の滞納に関する報告書（第4号様式）によりその内容を確認し、受給者の同意に基づき学校長の指定する金融機関口座へ口座振込により支給することができる。

(状況の変更)

第9条 受給者は、生活保護の開始、廃止又は停止の決定を受けたとき又は就学援助費受給申請書（兼世帯票）の内容に変更が生じたときは、遅滞なく就学援助費状況変更届（第5号様式）を学校長を経由して（新入学準備費の受給申請に係る変更にあつては、直接）、教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前号の規定により認定要件に変更があったときは、第3条に定める基準により、その認定の可否を決定し、認定が認められないときは就学援助費支給不認定通知書により受給者に通知する。

(支給の調整)

第10条 前条第1項の場合において、受給者に変更が生じた場合は、その報告があった日以後に支給する援助費については、変更後の受給者に、その全額を支払うものとする。ただし、特別な事情があると認められるものについては、この限りではない。

(辞退届)

第11条 受給者は、年度の途中で援助費を受ける必要がなくなったときは、遅滞なく就学援助費受給辞退届(第6号様式)を、学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(取消し)

第12条 教育委員会は、受給者が第3条の規定に該当しなくなったとき又は虚偽その他不正な手段により援助費の支給を受けたときは、その認定を取り消し、就学援助費支給認定取消通知書(第7号様式)により保護者等及び学校長に通知する。

(返還)

第13条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消した場合において、援助費に返還額が生じたときは、就学援助費返還通知書(第8号様式)により受給者に既に支給した援助費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(学校長の事務等)

第14条 学校長は、第8条第2項ただし書又は同条第4項の規定により受給者から金銭の授受を委任されたときは、金銭の授受並びに学用品等の購入、保管及び引渡しに当たって、善良なる管理者の注意をもって事務処理にあたるとともに、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 援助費の支給、領収及びこれらに関する資料の保管に関する事務
- (2) 支給に係る必要な証拠書類の適正な管理
- (3) 就学援助費個人支給明細書(第9号様式)の作成及び保管

2 教育委員会は、適切な方法により、事務の監査を行うことができるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定は、平成24年6月1日以後に受ける支給の認定に係るものから適用し、同日前に受ける支給の認定に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定は、平成29年6月1日以後に受ける支給の認定に係るものから適用し、同日前に受ける支給の認定に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定は、平成29年10月1日以後に受ける支給の認定に係るものから適用し、同日前に受ける支給の認定に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定は、令和3年6月1日以後に受ける支給の認定に係るものについて適用し、同日前に受ける支給の認定に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定は、令和4年6月1日以後に受ける支給の認定に係るものについて適用し、同日前に受ける支給の認定に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市就学援助費の支給に関する要綱の規定は、令和5年6月1日以後に受ける支給の認定に係るものについて適用し、同日前に受ける支給の認定に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

	費目	対象経費	支給対象者	児童生徒の 対象学年等	支給 時期	備考
1	新入学児童生徒学用品費	新たに入学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘及び上履き等）の購入費の額	要保護者のうち、生活保護法第12条の規定による生活扶助を受給していない者及び準要保護者。ただし、既に新入学準備費又は同等の給付を受けている者を除く。	小学校1学年及び中学校1学年	6月	第8条第1項第1号に該当する場合に限る。
2	新入学準備費	次年度に新たに小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘及び上履き等）の購入費の額	要保護者のうち、生活保護法第12条の規定による生活扶助を受給していない者及び準要保護者	次年度に新たに春日井市立の小学校又は中学校に入学する者	2月及び3月	
3	学用品費	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び学習材料を含む。）又は児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費の額	要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受給していない者及び準要保護者	小中学校全学年	6月、10月及び2月	
4	校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料等又は学校行事として行う芸術活動に必要な負担金の額	準要保護者	小中学校全学年	随時	校外活動実施日に認定されていること。
5	校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料等の額	要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受給していない者及び準要保護者	小学校全学年及び中学校1・2学年	随時	校外活動実施日に認定されていること。

	費目	対象経費	支給対象者	児童生徒の 対象学年等	支給 時期	備考
6	卒業アルバム代	卒業アルバムの購入費の額	要保護者のうち、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助を受給していない者及び準要保護者	小学校 6 学年及び中学校 3 学年	随時	
7	オンライン学習通信費	学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより、ICTを通じた教育が提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む）の額	要保護者のうち、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助を受給していない者及び準要保護者	小中学校全学年	6 月、10 月及び 2 月	
8	修学旅行費	修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者等が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、乗務員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金、その他の経費に相当する額	要保護者及び準要保護者	小学校 6 学年及び中学校 3 学年	随時	修学旅行実施日に認定されていること。
9	学校給食費	児童生徒が受けた給食で、保護者等が負担することとなる額	要保護者のうち、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助を受給していない者及び準要保護者	小中学校全学年	毎月（8 月分を除く。）	毎年度、第 8 条第 1 項第 1 号に規定する申請に対する認定の決定月以降に支給する。
10	通学費	交通機関を利用する児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額	要保護者のうち、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助を受給していない者及び準要保護者	小中学校全学年	随時	

	費目	対象経費	支給対象者	児童生徒の 対象学年等	支給 時期	備考
11	医療費	学校保健安全法施行令 (昭和 33 年政令第 174 号) 第 8 条に定める疾 病の治療に要する経費 で、保護者等が負担す ることとなる額	要保護者及び準 要保護者	小中学校全学 年	随時	医療券によ り受診する こと。

就学援助費受給申請書（兼世帯票）

年 月 日

（宛先）春日井市教育委員会

申請（保護）者

住所		
カナ		
氏名 （自署）		
電話		

就学援助費を受給したいので、次のとおり申請します。

また、本申請書裏面記載の誓約書・同意書の内容について誓約し、同意します。

受給したい理由	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている。 <input type="checkbox"/> 経済的に困っている。
---------	---

世帯の状況（児童生徒を含めて生計を一にする家族全員を記入してください。記入欄が不足する場合は、裏面に続けて記載してください。）

氏名	続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校名（学年）
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

住居の状況	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅	家賃月額（ 円） <small>※契約書等（家賃及び名義人の分かる資料）を添付してください。</small>
-------	---	---

就学援助費は、次の口座に振込みを希望します。
 なお、振込みをもって就学援助費を受領したものとします。

振込先	のゆうちょ銀行以外	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	支店番号					
						口座番号			
	フリガナ								<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	銀行ゆうちょ	通帳記号	1			0	通帳番号		
	フリガナ								
	口座名義人								

私（申請者）は口座名義人に就学援助費の受取りを委任します。
 （申請者と振り込み先の口座名義人が異なる場合のみチェックが必要）。

就学援助費は、学校口座に振込み（学校長委任）を希望します。

委任状	
就学援助費について、その受領、返納、学校徴収金の支払いその他一切に関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。	
申請者氏名（自署）	
春日井市立小中学校長 宛	

誓約書・同意書

私（申請者）は、就学援助費の受領に関し、次のとおり誓約・同意します。下記事項に違反した場合は、支給の停止・廃止を含む教育委員会の決定・指示に従います。

- 1 本申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、変更が生じ、改めて情報の提供を求められた場合は、速やかに回答します。
- 2 本申請のため、私及び私の世帯の住民基本台帳、所得課税情報、国民健康保険課税情報、児童扶養手当及び生活保護の認定に係る情報について、春日井市教育委員会が閲覧することに同意します。
- 3 教材費等の学校徴収金について未納が生じた場合は、就学援助費を学校徴収金に充当することに同意します。
- 4 就学援助費の過誤支払が生じた場合は、教育委員会の過誤支払金に対する返還請求に応じます。また、就学援助費を過誤支払金の返還金に充当することに同意します。
- 5 学校給食費の支払いについて、就学援助費を春日井市に直接納付することに同意します。

世帯の状況（表面の続き）

氏名	続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校名（学年）
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

学校記入欄	申請に係る者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。 _____年 月 日 _____ 学校長	印	記入欄 教育委員会	申請に係る者を要保護・準要保護児童生徒として認定します。 _____年 月 日 春日井市教育委員会	印
-------	---	---	--------------	---	---

就学援助費 (新入学準備費) 受給申請書 (兼世帯票)

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請 (保護) 者

住所		
カナ 氏名 (自署)		
電話		

就学援助費 (新入学準備費) を受給したいので、次のとおり申請します。
また、本申請書裏面記載の誓約書・同意書の内容について誓約し、同意します。

受給したい理由	<input type="checkbox"/> 経済的に困っている。
---------	-------------------------------------

世帯の状況 (児童生徒を含めて生計を一にする家族全員を記入してください。)

氏名	続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校名 (学年)
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

住居の状況	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅	家賃月額 (円) ※契約書等(家賃及び名義人の分かる資料)を添付してください。 (既に本年度の就学援助の認定を受けている方は不要です。)
-------	---	--

就学援助費 (新入学準備費) の受領方法 (次のどちらかにチェックをしてください。)

- 就学援助費 (新入学準備費) は現在認定を受けている就学援助費の受取口座に振込を希望します。
なお、振込みをもって就学援助費 (新入学準備費) を受領したものとします。
- 就学援助費は、次の口座に振込みを希望します。
なお、振込みをもって就学援助費を受領したものとします。

振込先	金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店	支店番号				
		<input type="checkbox"/> 信金	<input type="checkbox"/> 支店	口座番号				
		<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 出張所					
	銀行以外の	フリガナ						<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行	通帳記号	1			0	通帳番号		
	フリガナ							
	口座名義人							

私 (申請者) は口座名義人に就学援助費 (新入学準備費) の受取りを委任します。
(申請者と振り込み先の口座名義人が異なる場合のみチェックが必要)。

誓約書・同意書

私（申請者）は、就学援助費（新入学準備費）の受領に関し、次のとおり誓約・同意します。下記事項に違反した場合は、援助費の返還及び支給の停止・廃止を含む教育委員会の決定・指示に従います。

- 1 本申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、変更が生じ、改めて情報の提供を求められた場合は、速やかに回答します。
- 2 本申請のため、私及び私の世帯の住民基本台帳、所得課税情報、国民健康保険課税情報、児童扶養手当及び生活保護の認定に係る情報について、春日井市教育委員会が閲覧することに同意します。
- 3 新入学準備費の対象となる世帯員については、来年度、春日井市立の小学校又は中学校に入学します。入学しないこととなった場合は、速やかに届出を行うとともに、既に新入学準備費を受領済の場合は返還に応じます。
- 4 就学援助費の過誤支払が生じた場合は、教育委員会の過誤支払金に対する返還請求に応じます。また、就学援助費を過誤支払金の返還金に充当することに同意します。

記入欄 教育委員会	申請に係る者を準要保護児童生徒として認定します。 年 月 日 春日井市教育委員会	印
--------------	--	---

第2号様式（第6条関係）

就学援助費支給認定通知書

<p>(住所)</p> <p>(氏名) 様</p>	<p>あなた様から申請又は届出のありました就学援助については、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>年 月 日</p>
--	---

春日井市教育委員会

学校名 学年 児童・生徒氏名

認定結果

認定年月日（認定区分） 年 月 日（ ）

第3号様式（第6条関係）

就学援助費支給不認定通知書

<p>(住所)</p> <p>(氏名) 様</p>	<p>あなた様から申請又は届出のありました就学援助については、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>年 月 日</p>
--	---

春日井市教育委員会

学校名 学年 児童・生徒氏名

認定結果

認定できない理由

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

（宛先）春日井市教育委員会

学校長

学校徴収金の滞納に関する報告書

次の就学援助費受給者が、就学援助の対象となる学校徴収金を滞納していますので、就学援助費を学校口座に口座振込してください。

- 1 受給者（保護者）名
- 2 児童生徒名
- 3 滞納状況

3 金融機関・振込み方法の変更

- 就学援助費は、次の口座に振込みを希望します。
 なお、振込みをもって就学援助費を受領したものとします。

振込先	の金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店	支店番号									
		<input type="checkbox"/> 信金	<input type="checkbox"/> 支店	口座番号									
	<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 出張所											
	フリガナ								<input type="checkbox"/> 普通				
銀行以外	口座名義人								<input type="checkbox"/> 当座				
銀行	通帳記号	1				0	通帳番号						
	フリガナ												
	口座名義人												

私（申請者）は口座名義人に就学援助費の受取りを委任します。
 （申請者と振り込み先の口座名義人が異なる場合のみチェックが必要）。

- 就学援助費は、学校口座に振込み（学校長委任）を希望します。

委任状	
就学援助費について、その受領、返納、学校徴収金の支払いその他一切に関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。	
申請者氏名（自署）	
春日井市立小中学校長 宛	

就学援助費受給辞退届

年 月 日

（宛先）春日井市教育委員会

申請（保護）者

住所	
カナ	
氏名	
電話	

就学援助費の受給を辞退します。

対象児童・生徒

学校名	学年	児童生徒氏名
小・中学校	年	

第 号
年 月 日

様

春日井市教育委員会

就学援助費支給認定取消通知書

次の事由により、就学援助費の支給認定を取り消します。

- 1 学 校 名 春日井市立 小・中学校
- 2 児童生徒名
- 3 取 消 事 由
- 4 取 消 日

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

春日井市教育委員会

就学援助費返還通知書

次の児童生徒に対する就学援助費の過払いが判明しましたので、過払い分を返還してください。

1 学 校 名 春日井市立 小・中学校

2 児童生徒名

3 内容

	金額
本来の支給額	円
実際に支給した額	円
過払い額	円

4 納期限

就学援助費個人支給明細書

学校名					学年			
児童・生徒氏名					援助区分			
支給費目		金額 円	支給日	支給先	支給費目	金額 円	支給日	支給先
新入学児童生徒学用品費					4月分			
学用品費	1学期				5月分			
	2学期				6月分			
	3学期				7月分			
					8月分			
通学用品費					給食費	9月分		
校外活動費 宿泊を伴わない						10月分		
校外活動費 宿泊を伴う						11月分		
修学旅行費						12月分		
修学旅行費（要保護）						1月分		
通学費	1学期					2月分		
	2学期					3月分		
	3学期							
						合計		
年度途中における変更時の事由								